

福 第 21 号  
平成23年4月19日

市町村教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会教育長

公立学校共済組合宮城支部長

教職員のメンタルケアについて（依頼）

本県の教育行政並びに公立学校共済組合宮城支部の運営につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の大震災により、被災した児童生徒の心のケアに従事しましたスクールカウンセラー等から、児童生徒の心のケアのみならず、被災された多くの教職員の心のケアも急務であるとの指摘がありました。その指摘を受け、急遽東京都教育委員会、群馬県教育委員会、さらに公立学校共済本部の協力を得て、被災した教職員を中心に、学校に直接お伺いして、臨床心理士等の個別面談方式により、メンタルケアを実施しております。

実施当初は連絡通信網が混乱していた時期でもあり、また当該事業のように学校等に直接お伺いして教職員を対象に個別面談を行なう方式は初めての試みであったこともあり、教育委員会、学校の関係者の皆様には多大のご迷惑をお掛けいたしました。深くお詫び申し上げます。

面談による教職員のメンタルケア事業の今後の実施につきましては、教育委員会に各学校の日程調整をお願いすることもあります。調整をお願いすることなく、当宮城県教育庁福利課、または公立学校共済組合宮城支部（事務局福利課）から直接、各学校長に日時の調整をお願いすることもありますので、当該事業の緊急性、必要性をご理解の上、異例の対応をすることに対しまして、御理解を賜りますとともに、貴管下学校長に対しまして別添のとおり依頼いたしますので、了知願います。

なお、所管の学校において緊急に教職員のメンタルケアの対応が必要な場合があります。たたら、教育庁福利課へ御連絡くださるようお願いいたします。

担 当：教育庁福利課 福利健康班  
TEL：022-211-3675

福 号 外  
平成23年4月19日

市町村立小中学校長 殿

宮城県教育庁福利課長  
(公印省略)  
公立学校共済組合宮城支部事務局長  
(公印省略)

教職員のメンタルケアについて(依頼)

この度の大震災により、被災した児童生徒の心のケアに従事しましたスクールカウンセラー等から、児童生徒の心のケアのみならず、被災された多くの教職員の心のケアも急務であるとの指摘がありました。その指摘を受け、急遽東京都教育委員会、群馬県教育委員会、さらに公立学校共済本部の協力を得て、被災した教職員を中心に、学校に直接訪問し臨床心理士等の個別面談方式により、メンタルケアを実施しております。

面談による教職員のメンタルケア事業の今後の実施について、教育委員会に各学校の日程調整をお願いすることもあります。調整をお願いすることなく、当宮城県教育庁福利課または公立学校共済組合宮城支部(事務局福利課)から、直接各学校長に日時の調整をお願いできますよう、所管教育委員会に依頼いたしますので了知願います。

なお、緊急に教職員のメンタルケアの対応へのご希望がありましたら、教育庁福利課へ御連絡くださるようお願いいたします。

担 当：教育庁福利課 福利健康班  
TEL：022-211-3675

福 号 外  
平成23年4月19日

仙台教育事務所長 殿

福 利 課 長  
(公印省略)  
公立学校共済組合宮城支部事務局長  
(公印省略)

教職員のメンタルケアについて(依頼)

この度の大震災に伴う面談による教職員のメンタルケア事業の実施につきましては、連絡通信網が混乱していた中、当該事業のように学校等に直接お伺いして教職員を対象に個別面談を行なう方式は初めての試みであったこともあり、教育事務所をはじめ教育委員会、学校の関係者の皆様には多大のご迷惑をお掛けいたしました。

面談による教職員のメンタルケア事業の今後の実施につきまして、別添のとおり教育委員会に依頼しましたので、了知願います。

なお、所管の学校において緊急に教職員のメンタルケアの対応が必要な場合がありますら、教育庁福利課へ御連絡願います。

担 当：教育庁福利課 福利健康班  
TEL：022-211-3675

写

福 第 号  
平成23年4月 日

市町村教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会教育長

公立学校共済組合宮城支部長

教職員のメンタルケアについて（依頼）

本県の教育行政並びに公立学校共済組合宮城支部の運営につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の大震災により、被災した児童生徒の心のケアに従事しましたスクールカウンセラー等から、児童生徒の心のケアのみならず、被災された多くの教職員の心のケアも急務であるとの指摘がありました。その指摘を受け、急遽東京都教育委員会、群馬県教育委員会、さらに公立学校共済本部の協力を得て、被災した教職員を中心に、学校に直接お伺いして、臨床心理士等の個別面談方式により、メンタルケアを実施しております。

実施当初は連絡通信網が混乱していた時期でもあり、また当該事業のように学校等に直接お伺いして教職員を対象に個別面談を行なう方式は初めての試みであったこともあり、教育委員会、学校の関係者の皆様には多大のご迷惑をお掛けいたしました。深くお詫び申し上げます。

面談による教職員のメンタルケア事業の今後の実施につきましては、教育委員会に各学校の日程調整をお願いすることありますが、調整をお願いすることなく、当宮城県教育庁福利課、または公立学校共済組合宮城支部（事務局福利課）から直接、各学校長に日時調整をお願いすることもありますので、当該事業の緊急性、必要性をご理解の上、異例の対応をすることに対しまして、御理解を賜りますとともに、貴管下学校長に対しまして別添のとおり依頼いたしますので、了知願います。

なお、所管の学校において緊急に教職員のメンタルケアの対応が必要な場合がありますら、教育庁福利課へ御連絡くださるようお願いいたします。

担 当：教育庁福利課 福利健康班  
TEL：022-211-3675

